

X i サービス - ビス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（平成 28 年 4 月 19 日経企第 78 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年 4 月 30 日までの間において、X i 契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、その X i 契約者がデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル又は X i パケ・ホーダイ等のいずれかの適用を受けているときは、その契約者に係る X i の定額上限データ量に、1 0 G B を加算します。</p> <p>4 当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年 4 月 30 日までの間において、X i 契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、基本使用料の料金種別のうち、その X i 契約者が X i デバイスプラス 300、X i デバイスプラス 500、X i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプラン フラット、X i データプラン フラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライト にねん又は当社が別に定める料金種別（以下この附則において「X i データプラン等」といいます。）のいずれかの適用を受けているときは、その契約者に係る X i のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計課金対象データ量の上限（7,340,032 課金対象データ）に、1 0 G B を加算した後、通信料の計算を行うものとします。</p> <p>5 前 2 項の規定にかかわらず、X i 契約者が以下のいずれかに該当する場合は、その契約者に係る X i の定額上限データ量又は累計課金対象データ量の上限に、1 0 G B を加算する取扱いを適用しないものとします。</p> <p>(1) その X i 契約者に係る契約者住所又は請求書等の送付先住所が平成 28 年 4 月 16 日時点で熊本県内に無い場合</p> <p>(2) その X i 契約者に係る X i が平成 28 年 4 月 16 日時点で第 3 項に規定するデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイ等又は第 4 項に規定する X i データプラン等の適用を受けていない場合</p> <p>(3) その他、当社が別に定める条件を満たしていない場合</p> <p>6 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき付与された追加データ量について、料金表第 3 の 1 の（8）の 2 のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。</p> <p>7 当社は、X i 契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、その X i 契約者（データ定額パック又は X i データプラン等を選択している場合に限り）から 128 k 通信の適用の解除に係る申出があったとき又は料金表第 3 の 1 の（8）の 3 に定める共有回線群を構成する共有対象回線に当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある X i 契約者の X i が含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から 128 k 通信の適用の解除に係る申出があったときには、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間におけるその解除に係る料金の支払いを要しないものとします。</p>	<p>[ 現 行 ]</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 19 日経企第 78 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年 4 月 30 日までの間において、F O M A 契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、その F O M A 契約者がデータ定額パックの適用を受けているときは、その契約者に係る F O M A の定額上限データ量に、1 0 G B を加算します。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、F O M A 契約者が以下のいずれかに該当する場合は、その契約者に係る F O M A の定額データ上限量の上限に、1 0 G B を加算する取扱いを適用しないものとします。</p> <p>(1) その F O M A 契約者に係る契約者住所又は請求書等の送付先住所が平成 28 年 4 月 16 日時点で熊本県内に無い場合</p> <p>(2) その F O M A 契約者に係る F O M A が平成 28 年 4 月 16 日時点でデータ定額パックの適用を受けていない場合</p> <p>(3) その他、当社が別に定める条件を満たしていない場合</p> <p>5 第 3 項の規定に基づき付与された追加データ量について、料金表第 3 の 1 の (7) の 3 のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。</p> <p>6 当社は、F O M A 契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、その F O M A 契約者 (データ定額パックを選択している場合に限り) から 128 k 通信の適用の解除に係る申出があったとき又は料金表第 3 の 1 の (7) の 4 に定める共有回線群を構成する共有対象回線に当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある F O M A 契約者の F O M A が含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から 128 k 通信の適用の解除に係る申出があったときには、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間におけるその解除に係る料金の支払いを要しないものとします。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>